

研修会

映画「過去負う者」の試写会

本年10月の全国一般公開を前に、特別試写会を実施します！

第二東京弁護士会では、昨年10月からよりそい弁護士制度を創設し、元受刑者等の社会復帰に向けた支援を始めた。これまであまり注目されることがなかった社会復帰支援の重要性や困難さなど、この映画で取り上げられているテーマを通じて、元受刑者への社会的な支援の必要性や重要性を広く理解してもらおうきっかけとしたい。

〈あらすじ〉就職情報誌「CHANGE」の編集部員と元受刑者、雇用先との交流を通じて、出所者を取り巻く環境の厳しさや犯罪被害者の思いなどを描いた映画。

〈林眞琴・前検事総長の推薦文〉から(一部抜粋)かつて一線を越えて犯罪を犯した人には自分たちのそばにいてほしくない、刑務所に永久的に隔離しておいてほしいと言っても、そんなことなどできるわけではない。(中略) 社会の中で排除するよりも受容し共生できた方が結果的に再犯を少なくすることにつながり、社会にとっての利益になることを理解してもらおうしかない。犯罪者は自業自得である、犯罪者を支援するくらいなら、犯罪被害者を支援すべきだという声もある。犯罪者の支援以上に犯罪被害者に対する支援が必要であることはそのとおりであるが、犯罪被害者の望みも、再び同じような被害者を生まないこと、つまり元受刑者に再犯をおこさせないことにあるのではないだろうか。

【日 時】2023年8月24日(木) 17時～20時

上映時間125分、上映後に監督との意見交換会を行います。

【場 所】弁護士会館10階1003号会議室

【講 師】船橋 淳 監督

【対 象】弁護士及び一般の方

【参加費】無料

【主 催】第二東京弁護士会 刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会

※本研修は当会継続研修として3時間/3単位認められます。

また新規登録弁護士研修の一環として受講可能です。

【申込方法】

※申込期限：2023年8月23日(水)

■下記 URL から事前登録のうえ、参加してください。

<https://forms.gle/eWhaM5ucQ6Z9qX849>



担当委員会 第二東京弁護士会 刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会
問い合わせ先 第二東京弁護士会 人権課 TEL：03-3581-2257